

第3章 障害者自立支援法による制度改革

1 障害者自立支援法のめざす方向

平成15年4月に導入された「障害者支援費制度」は、居宅サービスの利用者を中心に制度開始時から急増を続けてきました。また、サービスの提供対象に精神障害者が含まれないなど障害種別による格差の問題のほか、地域間でのサービス提供基盤の格差問題が顕在化してきました。

また、サービス利用が増加する中で、制度運営上の財源問題から制度の持続的かつ健全な運営が懸念されてきました。

このため、平成16年10月に「障害保健福祉施策に関する改革のグランドデザイン」(厚生労働省社会保障審議会障害者部会)が提起され、これを受けて、平成17年10月に「障害者自立支援法」が制定されました。

こうした過程で成立した障害者自立支援法の背景と目的を整理すると、次のように集約されます。

障害福祉の一元化

障害種別間のサービス格差が顕著になったため、障害種別ごとの法律に基づく縦割りのサービス体系から「目的や機能に着目した」サービス体系に再編することで、障害種別間の格差の解消を図るとともに、サービスの提供主体を可能な限り市町村に移し、障害福祉のサービス資源を有効に利用できるようにする。

「自立」の再定義

就労して地域で自活することを障害のある人の「自立」に据え、地域生活支援と就労促進を基本とした制度体系へと再編する。

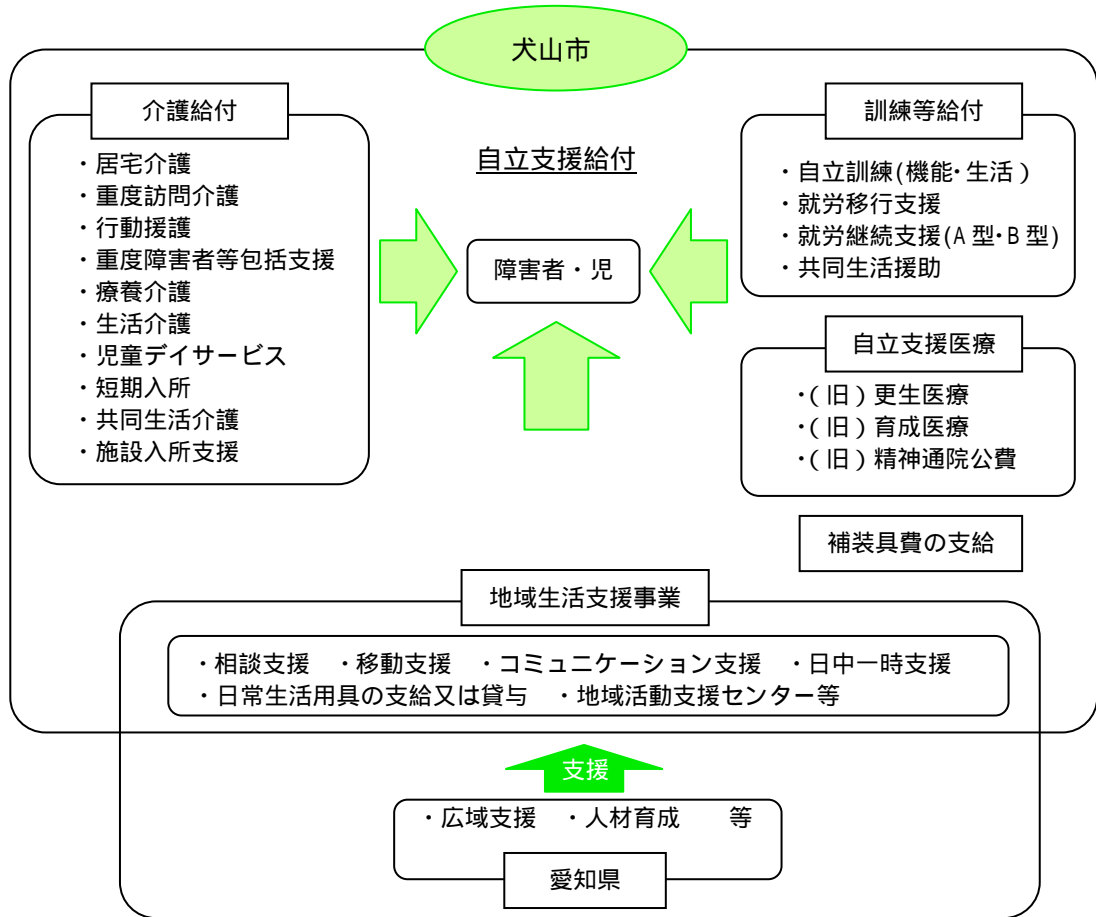
財政負担の確保と利用者負担の見直し

制度運営を支えるため、国や都道府県の財政責任を明確化するとともに、「応益負担」を原則に利用者負担を見直す。

サービス給付の透明化・公平化と計画の法定化

サービスの給付について、利用手続きの透明化と公正化を図るとともに、全国一律のサービス提供を保障し地域間格差を是正するために地方公共団体に障害福祉計画の策定を義務づける。

障害福祉サービス等の体系



2 第2期計画の変更内容

(1) 第2期計画に向けた変更ポイント

都道府県・市町村の協働による圏域単位のサービス基盤整備の促進等
障害のある人の地域生活への移行の一層の促進
相談支援体制の充実・強化
一般就労への移行支援の強化
虐待防止に対する取組みの強化
サービス見込量に対する考え方の見直し

(2) 第2期計画に向けた考え方

都道府県・市町村の協働による圏域単位のサービス基盤整備の促進に関する事項

障害者の地域移行等に対する取り組みが立ち後れている地域においては、市町村単位で整備基盤を行うよりも障害福祉圏域等の単位で都道府県と市町村が協働して基盤整備を進めて行くことが必要であり、障害保健福祉圏域等の単位で必要となるサービスを見通し、整備計画を進めることとなっています。

障害のある人の地域生活への移行の一層の促進に関する事項

障害のある人の地域生活への移行促進のため、新たに施設へ入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等で、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定されるものであることに留意することとなっています。

愛知県においては、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による平成23年度末までの退院者数の目標値を定め、市町村と協働して、退院者数の目標値及びそのために必要な指定障害福祉サービス等の見込量についても設定することとなっています。

精神障害者地域移行支援特別対策事業とは、受入条件が整えば退院可能な精神障害者の退院支援や地域生活支援を行う地域移行推進員（自立支援員）を配置するとともに、地域生活に必要な体制整備を促進する地域体制整備コーディネーターを配置することにより、精神障害者の地域生活への移行を着実に推進するもの。

相談支援体制の充実・強化に関する事項

相談支援体制の充実・強化のため、地域自立支援協議会については、地域における相談支援体制の中核として、できる限り具体的に記述すること等により、地域における在り方を示すことが必要とされています。

さらに、地域自立支援協議会は、関係者が抱える個々のケースに基づき、地域の課題について情報を共有しながら具体的に協議する場であることに留意することとなっています。

地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置するものです。主な機能として、以下の3つの機能があります。

地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
地域の社会資源の開発、改善

一般就労への移行支援の強化に関する事項

障害のある人の一般就労への移行を促進するため、障害のある人等に対し一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図るとともに、重点施策実施5か年計画や地方自治法施行令の改正を踏まえ、公共機関などにおける受注機会の拡大について、障害福祉計画に記載すること等により、一般就労に対する取組みを一層推進することとなっています。

福祉施設等における障害のある人の雇用の確保について、重点施策実施5か年計画において、「国は、公共調達における競争性及び公共性の確保に留意しつつ、福祉施設等の受注機会の増大に努めること」とされています。

また、地方自治法施行令の改正により、随意契約が可能な場合として、地方公共団体が障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約を追加したこと等、官公需に係る福祉施設の受注機会の増大が求められていることから、障害福祉計画において、官公需にかかる福祉施設の受注機会の拡大について記載し、取組を進めることが望ましいとされています。

虐待防止に対する取組みの強化に関する事項

市町村においては、地域自立支援協議会を活用すること等により、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生・児童委員、人権擁護委員等からなるネットワークの構築、障害のある人等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等について定めたマニュアルの作成等、虐待防止に向けたシステムの整備に取り組むことが重要であるとされています。

サービス見込量に対する考え方の見直しに関する事項

サービス見込量については、過去の実績から機械的に見込むのではなく、障害のある人のニーズやその動向を踏まえて見込む必要があるとされています。

また、住民に分かりやすい計画とするため、サービス見込量（時間等）とともに利用者数も明記することが示されています。

